

長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金 申請要項

〔施術所（受領委任取扱い施設）用〕

申請受付期間

令和5年2月20日（月）～令和5年3月10日（金）※消印有効

- ・申請受付期間内に申請がない場合、支援金を支給できませんのでご注意ください。
- ・今回は、施術所（受領委任取扱い施設）のみの受付となります。

申請方法

次のいずれかの方法で申請してください。

速やかに支援金を支給するため、できるだけ電子申請にご協力をお願いします。

（１）郵送の場合

<提出先>

〒399-4431 伊那市西春近2916-1 長野日報ビル
東武トップツアーズ株式会社伊那支店内
「長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金 事務局」あて

※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で提出してください。

（２）電子申請の場合

以下のホームページ、QRコードから申請してください。

<https://form.run/@Medical-treatment2023>



（申請）

お問い合わせ先

長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金事務局

電話番号：0265-98-6440

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

※ 本事業は東武トップツアーズ株式会社伊那支店に委託して実施しています。

長野県健康福祉部

キリトリ

〒399-4431

伊那市西春近2916-1 長野日報ビル

東武トップツアーズ株式会社伊那支店内

「長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金 事務局」

← 切り取って郵送用の宛名としてご利用ください。

長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金の申請について

1 概要

原油価格等の高騰により光熱費・食材費・ガソリン代が増大していることから、その影響を緩和するため、社会福祉施設・医療機関、施術所等を対象に社会福祉施設等価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を支給します。

2 支給対象者等

(1) 支給対象者

以下の要件を満たす**施術所の開設者**

- ・ **柔道整復を行う施術所**を開設している又は**あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうを行う施術所**を開設していること。
- ・ 令和4年10月1日時点で、**開設の届出をしている施術所**（出張専門を含む。）であつて、かつ、**受領委任取扱い施設の指定を受けている**こと。
- ・ 光熱費、食材費、ガソリン代について原油価格等の高騰の影響を受けていること。
- ・ 申請日現在で休止中でなく、また、休止又は廃止の予定がないこと。

(2) 支給対象外

以下に該当する場合は、支給対象外となります。

- ・ 上記の要件を満たさない者
- ・ 国及び地方公共団体
- ・ 県税の滞納がある者
- ・ 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- ・ その他知事が適当でないとする者

3 支給金額

1施設あたり **20,000円**を支給します。

ただし、1つの施設において、**柔道整復又はあん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの複数**を開設している場合は、開設している数に関わらず、**1施設あたり20,000円**を支給します。

	施設	業務の種類				支給額
		柔道整復	あん摩 マッサージ 指圧	はり	きゅう	
例1	A	—	○	—	—	20,000円
例2	B	—	—	○	○	20,000円
例3	C	○	○	○	○	20,000円

開設している業務の種類・該当数に関わらず、支給額は20,000円です。

4 申請上の留意事項

- ・申請は、1施設につき1回限りです。
- ・1つの施設において、柔道整復又はあん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの複数を開設している場合、申請書は、「⑥施術所（柔道整復・受領委任取扱い施設）」又は「⑦施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう・受領委任取扱い施設）」のいずれか1つとしてください。
- ・申請者が法人の場合、可能な限り法人内で全施設分をまとめて申請してください。
- ・本社所在地が長野県外であっても、長野県内に所在する施設は対象となります。
- ・申請日時点で休止中の施設は対象となりません。
- ・提出された書類は返却しませんので、必要に応じてコピー等を控えてください。

5 申請方法等

(1) 申請受付期間

令和5年2月20日（月）～ 令和5年3月10日（金） ※消印有効

- ・申請受付期間内に申請がない場合、支援金を支給できませんのでご注意ください。
- ・今回は、施術所（受領委任取扱い施設）のみの受付となります。

(2) 申請方法

速やかに支援金を支給するため、できるだけ電子申請にご協力をお願いします

① 郵送の場合

<提出先>

〒399-4431 伊那市西春近2916-1 長野日報ビル

東武トップツアーズ株式会社伊那支店内

「長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金 事務局」あて

※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で提出してください。

② 電子申請の場合

以下のホームページ、QRコードから申請してください。

<https://form.run/@Medical-treatment2023>



(申請)

(3) 提出書類

① 社会福祉施設等価格高騰対策支援金支給申請書

(⑥施術所（柔道整復・受領委任取扱い施設）用) 又は

(⑦施術所（あん摩マッサージ、はり、きゅう・受領委任取扱い施設）用) のいずれか1つ

② 振込先口座の通帳等の写し

※「金融機関名」「支店名」「預金種別」「口座番号」「口座名義人（フリガナ）」が鮮明に読み取れるもの。（電子申請の場合は、写真データでも可。）

※ 通帳の場合は表紙をめくった見開きページを添付してください。（口座名義人のフリガナ確認のため。）

(4) 申請書入手方法

郵送の場合、申請書は長野県ホームページからダウンロードしてください。

「長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金について」



(申請書等)

≪URL≫ <https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-fukushi/kakakukoutoushienkin.html>

6 お問い合わせ先

長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金事務局

電話番号：0265-98-6440

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

※本事業は東武トップツアーズ株式会社伊那支店に委託して実施しています。

7 申請後の手続き等

- ・ 支援金の支払いは3月末までに行うことを予定しています。申請書類を受領後、審査の結果、支援金の支給を決定したときは、指定の口座へ振り込みます。
- ・ 支払い後、支給決定の旨と支払日を記載した通知を郵送でお送りします。
- ・ 申請要件を満たさない等の理由により、支援金の不支給を決定したときは、その旨を記載した通知を郵送でお送りします。

8 その他注意事項

- ・ 支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消し、返還いただきます。
- ・ 申請に係る証拠書類は、支給を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管してください。
- ・ 申請により得られた情報は、支援金支給業務以外に使用することはありません。
- ・ 申請者の不備による振込不能等の事由により、支払いが完了せず、県が定める期限までに修正の確認ができない場合は、申請が取り下げられたものとみなします。
- ・ 国や市町村など他団体からの同趣旨の支援金の受給（予定を含む）の有無に関わらず、本支援金を受給することが可能です。ただし、本支援金を受給した後に他の同趣旨の支援金を受給できるか否かは、他の支援金の支給要件をご確認ください。

※QR コードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。